

スマート食品産業実証事業実施要領

制定 令和3年12月24日3新食第1266号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類欄の6の（1）のスマート食品産業実証事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体等

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の22の大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第3セクター、株式会社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費者生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - （2）法人格を有しない団体であって総括審議官が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
 - （3）民間団体等又は特認団体を構成員とする事業化共同体（コンソーシアム）
なお、コンソーシアムが事業実施主体となる場合、地方公共団体がその構成員となることを妨げない。
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（定めのない団体にあつては、これに準ずるもの。）があること。
 - （4）年度ごとに事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて総括審議官に提出して、その承認を受けるものとする。
- 4 1の（3）の事業化共同体（コンソーシアム）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - （1）構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等（以下「規約書等」という。）をあらかじめ作成していること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（定めのない団体にあつては、これに準ずるもの。）を作成していること。

- (4) 事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。
- 5 実施要綱別表1の事業の種類欄の6の(1)の事業の内容欄の1の(1)モデル実証事業(以下「モデル実証事業」という。)及び(2)改良事業(以下「改良事業」という。)の実施に当たって、実施要綱第3の総括審議官が別に定める要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
- ア モデル実証事業の実施主体(以下「モデル実証事業実施主体」という。)
食品製造事業者、外食事業者、機械メーカー、システムインテグレーター、情報関連企業、研究機関、コンサルタント、食品製造業関係団体、外食産業関係団体等を構成員とする事業化共同体(コンソーシアム)又は単独の事業者
※単独の事業者は属性を問わない(但し、成果物の横展開の見込みがあること)。
- イ 改良事業の実施主体(以下「改良事業実施主体」という。)
同上

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費については、以下のとおりとする。

1 生産性向上に向けた先端技術のモデル実証・改良事業

(1) モデル実証事業

AI、ロボット、IoT等を活用した食品の製造・品質管理等の自動化、リモート化技術、さらにはコロナ対策の更なる向上のための非接触型技術を実際の食品製造や飲食店等の現場にモデル的に導入、実証する取組を支援する。

(補助対象経費)

生産性向上技術のモデル実証に係る経費(設備の購入・設置及び実証に係る経費、エンジニア経費等)

(事業目標)

モデル実証を実施する生産ライン又は店舗等における労働生産性の伸び率が対前年比3.0%以上を満たすこと。

(2) 改良事業

AI、ロボット、IoT等を活用した自動化技術等を、業界の大宗を占める多くの中小企業が導入できるよう、低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援する。

(補助対象経費)

生産性向上技術の改良に係る経費(設備の改良に係る経費、エンジニア経費等)

(事業目標)

低コスト化や小型化等の改良を行った技術の導入により、生産ライン又は店舗等における労働生産性の伸び率が対前年比3.0%以上を満たすこと。

(3) 審査委員会及び評価委員会の開催並びにモデル実証・改良事業の運営・管理

ア 審査委員会及び評価委員会の開催

モデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体の公募に係る審査等を行う審査委員会の開催並びにそれぞれの事業の評価等を行う評価委員会を開催する。

(補助対象経費)

人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、消耗品費等

イ モデル実証事業及び改良事業の運営・管理

モデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体を選定するための公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。

(補助対象経費)

人件費、賃金、旅費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費等

2 横展開に向けた情報発信事業

1の取組等の成果を食品業界全体に普及させるため、動画の作成や研修会、シンポジウムの開催等の取組を支援する。

(補助対象経費)

謝金、旅費、会場借料、会場設営費、資料作成費、動画作成費、通信運搬費、消耗品費、人件費、賃金等

(事業目標)

研修会のアンケート結果における「参考になった」旨の回答の割合が70%以上を満たすこと。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度とする。

第5 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の総括審議官が別に定める採択基準について、第3の1の(3)及び2の事業については次に掲げるとおりとし、モデル実証事業及び改良事業については、第7の2の(1)の規定に基づき事業実施主体が作成する実施規程の定めるところによるものとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施計画において、モデル実証事業及び改良事業並びに第3の2の事業についてそれぞれ掲げる事業目標の達成が見込まれる成果目標が設定されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

2 事業の実施に関する留意事項

- (1) 経理については、複数の者によるチェック体制が確立されていること。
- (2) 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定するものとする。

第6 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、総括審議官に提出して、その承認を受けるものとする。
ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第11の規定に基づく交付要綱別記様式第3号の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。
- 2 事業実施計画の重要な変更
実施要綱第5の2の総括審議官が別に定める重要な変更は、交付要綱別表1の6の（1）のスマート食品産業実証事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更とする。
- 3 事業の着手
 - （1）事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。
ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、総括審議官の適正な指導を受けた上で、その理由を明記したスマート食品産業実証事業に関する交付決定前着手届（別記様式3）を総括審議官に提出するものとする。
 - （2）前号のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、第3の1の（3）及び2の事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、補助金交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号等を記載するものとする。
- 4 事業の委託
事業実施主体は、他の者に第3の1の（3）及び2の事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式2）の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより総括審議官の承認を得るものとする。
ただし、委託して行わせる範囲は、交付要綱第7に基づき交付決定されたそれぞれの事業に要する経費の2分の1を超えてはならない。
 - （1）委託先が決定している場合は、委託先名
 - （2）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第7 事業の実施

第3の1の（3）及び2の事業については、以下のとおり実施するものとする。
なお、モデル実証事業又は改良事業の実施に関しては、本要領で定めるところのほか、2の（1）で規定する実施規程で定めるところによるものとする。

1 審査委員会及び評価委員会の開催

（1）審査委員会の開催

事業実施主体は、モデル実証事業及び改良事業の実施に当たり、食品製造事業者、外食事業者、機械メーカー、システムインテグレーター、コンサルタント、食品製造業関係団体、外食産業関係団体等から構成される審査委員会を設

置する。また、審査委員会の審査は、モデル実証事業実施主体又は改良事業実施主体のそれぞれについて公募するごとに実施するものとする。なお、審査委員会には農林水産省の職員を1名以上含めることとする。

ただし、それぞれの事業の採択に当たっては、モデル実証事業又は改良事業を行う事業場が「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）」に係るチェックシートの項目の大半を満たしていること（全ての項目について、○、△又は－のいずれかに該当し、×が無いこと）を必須とし、次のいずれかに該当する場合に加点すること。

ア 労働安全衛生マネジメントシステム規格である ISO45001、JISQ45001 又は JISQ45100 の認証を受けていること。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）に基づく取組を行っていることについて労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント（国家資格）の確認を受けていること。

(2) 評価委員会の開催

事業実施主体は、食品製造事業者、外食事業者、機械メーカー、システムインテグレーター、コンサルタント、食品製造業関係団体、外食産業関係団体等から構成される評価委員会を設置し、2の(3)のウの規定に基づく実施状況報告書及びエの規定に基づく実績報告書等をもとに、それぞれの事業について、次に掲げる観点から評価を行うものとする。

ア 生産性向上にどの程度の効果があったか（労働生産性の伸び率、付加価値の向上、コストの削減、実用化及び普及の可能性等）

イ 実証に要したコストや期間は適切か

ウ 実証に当たっての実施体制は適切か

2 モデル実証・改良事業の運営・管理

(1) 実施規程の作成

事業実施主体は、モデル実証事業及び改良事業の実施に当たり、補助金の交付の手続等について定めた実施規程を作成し、別記様式4により総括審議官に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

実施規程は以下の事項を記載するものとする。

ア 交付対象要件の定義（事業化共同体（コンソーシアム）における規約書等の作成を含む。）並びに補助対象経費及び補助金の額

イ 交付申請及び実績報告

ウ 採択基準及び交付の決定並びに補助金の額の確定等

エ 申請の取下げ

オ モデル実証事業実施計画及び改良事業実施計画の（変更）承認等

カ 補助金の支払い

キ 交付決定の取消し等

ク 補助金の経理及び事業実施主体による調査

ケ 個人情報保護等に係る対応

コ 人件費の算定（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づき算定）

サ その他必要な事項（モデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体による事業成果の横展開に係る努力義務を含む。）

(2) 公募及び採択

事業実施主体は、モデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体の公募を行い、1の(1)で開催する審査委員会による審査を経て採択先を決定するものとする。なお、公募に当たっては、書類による申請の他、補助金申請システム「jGrants」を使用した申請も受け付けるものとする。

(3) その他運営・管理に関する事項

ア 事業実施計画の報告

事業実施主体は、モデル実証事業又は改良事業の実施に当たり、審査委員会において採択されたモデル実証事業実施計画又は改良事業実施計画について、これらを取りまとめ、別記様式5により総括審議官に報告すること（審査委員会で指摘があった場合には、その内容を適切に反映すること）。

イ 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、モデル実証事業実施計画又は改良事業実施計画の報告後、モデル実証事業実施主体又は改良事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行うこと。また、事業完了後に検査を行い、額を確定し、確定額に基づき支払いを行うこと。

ウ 進捗管理、助言等

事業実施主体は、モデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体に対し、エ以外で必要な場合には、実施状況報告書を作成させ、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

エ 実績報告

事業実施主体は、モデル実証事業又は改良事業について、事業終了後速やかに、モデル実証事業実施主体又は改良事業実施主体に実績報告書を作成させ、提出させるものとする。

3 横展開に向けた情報発信

事業実施主体は、モデル実証事業や改良事業の取組等の成果を食品業界全体に普及させるため、動画の作成や研修会、シンポジウムの開催等の取組を行うこと。なお、取組にあたっては、次に掲げる内容に留意するほか、1の(1)の規定に基づく審査委員会及び(2)の規定に基づく評価委員会から適宜助言を受けて進めるものとする。

ア モデル実証事業及び改良事業の成果も含めた優良事例等を広く情報発信することで、食品事業者の生産性向上に対する意識改革が促進されるものであること。

イ 食品事業者と機械メーカー、システムインテグレーター、コンサルタント等との接点づくりが図られるものであること。

ウ 研修会等参加者の関心事項及び満足度等に関するアンケート調査を行うこと。

第8 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、別記様式2の事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、総括審議官に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和

31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、総括審議官は、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

- (2) 事業実施主体が(1)の報告書を総括審議官に提出する際には、第7の2の(3)のウの規定に基づく実施状況報告書及びエの規定に基づく実績報告書等を取りまとめ、第7の1の(2)の規定に基づく評価委員会における評価を添えて提出するものとする。

2 成果の報告等

事業実施主体は、モデル実証事業及び改良事業については、事業年度から起算して3年間に係る事業成果状況について毎年度、第3の2の事業については、事業年度に係る事業成果について、別記様式6により当該年度の翌年度の6月末日までに総括審議官に報告するとともに、本事業終了後も次の事項を行うよう努めること。

- (1) 本事業の成果について、新聞、図書、雑誌論文、インターネット及び研修会の開催等による周知を図ること。
- (2) 総括審議官が事業の成果を普及しようとするときは、資料を提供する等の協力をすること。

3 指導

- (1) 総括審議官は、1の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 総括審議官は、前号のほか、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第9 収益納付

- 1 事業実施主体若しくはモデル実証事業実施主体若しくは改良事業実施主体又は本事業の一部を受託する団体が、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、実施要綱第8の1の規定に基づき、別記様式7により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、事業年度の翌年度から起算して3年間、当該年度の翌年度の6月末日までに総括審議官に報告するものとする。

なお、総括審議官は、特に必要と認める場合にあつては、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 総括審議官は、事業実施主体若しくはモデル実証事業実施主体若しくは改良事業実施主体又は本事業の一部を受託する団体が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、事業年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第10 開発された商品・技術の帰属

第3の1の(3)及び2の事業又はモデル実証事業若しくは改良事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、それぞれ事業実施主体又はモデル実証事業実施主体若しくは改良事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく、当該出願又は取得の状況について、別記様式8により報告書を作成し、事業実施主体を経由して、総括審議官に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施主体若しくはモデル実証事業実施主体若しくは改良事業実施主体又は本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

第11 守秘義務

- 1 事業実施主体は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 事業実施主体は、モデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体並びに審査委員及び評価委員にも前項の定めを遵守させなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定は本事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

第12 財産の管理等及び財産処分の制限

- 1 事業実施主体並びにモデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 交付要綱第 22 における規定は、事業実施主体のほかモデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体にも適用する。

第 13 留意事項

- 1 事業実施主体は、関係省庁、関連事業者・団体等との必要な調整・連携を図るとともに、生産者・消費者等からの提案など現場発の発想を踏まえ、事業効果をより高めるために多様な事業体や事業体が所有する技術やサービスと結合した戦略的な取組となるよう努めるものとする。
- 2 モデル実証事業実施主体又は改良事業実施主体は、それぞれの事業の実施に当たり、第 3 の 2 で実施する研修会等に参加するなど、協力を努めるものとする。
- 3 モデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体は、導入、実証又は改良した技術やノウハウについて広く情報発信を図ることや、安価で他社に提供を行うなど、広く技術の横展開に努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 12 月 24 日から施行する。
- 2 加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業実施要領（令和 3 年 1 月 28 日 2 食産第 5438 号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（月～月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年 間 販売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算書等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）

（注1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあつては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- (注2) 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注3) その他参考資料については、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式2（第6の1及び4関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和 年度スマート食品産業実証事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○（注3）

（中止又は廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注4）

（注1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。

（注2）関係書類として別添を添付すること。

（注3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5）第8の1の規定に基づき事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和 年度スマート食品産業実証事業実施結果の報告について」とすること。

（注6）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注7）添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表1の区分の6の(1)のスマート食品産業実証事業の項の経費の欄により記入すること。

第2 経費内訳書

(単位：千円)

区 分				備 考
	事業費	国庫補助金	自己負担	
※事業の実施内容との関係が分かるよう可能な限り具体的な積算に努めてください。				
計				

- (注)
- ・備考欄には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください。
 - ・補助金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となります。
 - ・事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当部分の経費が分かるように記載してください。
 - ・謝金、旅費及び賃金については、その単価等が分かる資料を添付してください。

第3 事業実施計画

1 事業概要
(事業の目的)
(事業の内容)
(審査委員会及び評価委員会の委員構成) ※審査委員会及び評価委員会委員が確定していない場合には、専門分野、所属及び氏名を見込みで記載してください。
2 実施方法
※本要領の第3に掲げる次の事業について、それぞれの事業の実施方法を具体的に記載してください。 1 生産性向上に向けた先端技術のモデル実証・改良事業 (3) 審査委員会及び評価委員会の開催並びにモデル実証・改良事業の運営・管理 2 横展開に向けた情報発信事業

3 実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

4 実施スケジュール

(特に研修会等を実施する場合は、開催地や主な内容が分かるように記載してください。)

※本要領の第3で掲げる次の事業について、それぞれの事業の実実施スケジュールを具体的に記載してください。

1 生産性向上に向けた先端技術のモデル実証・改良事業

(3) 審査委員会及び評価委員会の開催並びにモデル実証・改良事業の運営・管理

※審査委員会及び評価委員会の開催時期、開催内容等を記載してください。

2 横展開に向けた情報発信事業

5 モデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体の選定

※モデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体の選定に係る内容（公募・書類審査・面接（（注）必要に応じて実施）・採択予定数）について、それぞれの時期及び方法を記載してください。

【モデル実証事業】

（1）公募

①時期

②方法

（2）書類審査

①時期

②方法

（3）面接（（注）必要に応じて実施）

①時期

②方法

（4）採択予定数

【改良事業】

(1) 公募

①時期

②方法

(2) 書類審査

①時期

②方法

(3) 面接（（注）必要に応じて実施）

①時期

②方法

(4) 採択予定数

6 事業の目標（達成すべき成果）、波及効果
（モデル実証事業及び改良事業の目標（達成すべき成果）、波及効果についても記載すること）

※本要領の第3で掲げるそれぞれの事業目標の達成が見込まれる具体的な定量目標（成果指標）を設定し記載してください。

※波及効果は、各事業を実施することにより得られる効果を記載してください。

（例：労働生産性を○%向上、付加価値を○%向上、コストを○%削減、従業員数を○%削減等）

（補足）

農林水産省では、みどりの食料システム戦略（令和3年5月策定）において、「2030年までに食品製造業の自動化等を進め、労働生産性が3割以上向上することを目指す（2018年基準）」ことを目標（KPI）の一つとして定めており、当該目標（KPI）における労働生産性は、法人企業統計（財務省）で公表される実績値を用いて「付加価値（当期末）[百万円]／（期中平均役員数（当期末）[人]+期中平均従業員数（当期末）[人]）」で算定した値により評価しています。具体的な定量目標（成果指標）の設定にあたっては、この点を踏まえて適切に設定してください。

7 事業成果・効果の検証方法
（モデル実証事業及び改良事業の評価方法についても記載すること）

※6で設定した定量目標（成果指標）の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後で比較し、検証する方法を記載してください。

別記様式3（第6の3の（1）関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

スマート食品産業実証事業に関する交付決定前着手届

スマート食品産業実証事業実施要領（令和3年12月24日付け3新食第1266号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業））第6の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

- ・ 取組内容
- ・ 事業費
- ・ 着手予定年月日
- ・ 完了予定年月日
- ・ 理由

（注1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付資料が届出者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイト URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式4（第7の2の（1）関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和 年度スマート食品産業実証事業の実施規程の承認（変更の承認）申請について

スマート食品産業実証事業実施要領（令和3年12月24日付け3新食第1266号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第7の2の（1）の規定に基づき、実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

（注1）関係書類として、実施規程を添付すること。

（注2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注3）添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式5（第7の2の（3）のア関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和 年度スマート食品産業実証事業のモデル実証事業計画（改良事業計画）の報告について

スマート食品産業実証事業実施要領（令和3年12月24日付け3新食第1266号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第7の2の（3）のアの規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注1）関係書類として別添を添付すること。

（注2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注3）添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイト URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

モデル実証事業（改良事業）の概要

モデル実証事業（改良事業）実施主体名	モデル実証事業計画（改良事業計画）の概要

注：モデル実証事業実施主体（改良事業実施主体）から事業実施主体に提出があったモデル実証事業計画（改良事業計画）を添付すること。

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和 年度スマート食品産業実証事業に係る事業成果状況報告書

令和 年度に実施した事業に係る事業成果状況について、スマート食品産業実証事業実施要領（令和3年12月24日付け3新食第1266号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第8の2に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業実施主体名：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：

- 2 活動内容

（注）事業年度は、本事業により取り組んだ活動内容を記載し、翌年度以降は、モデル実証事業実施主体又は改良事業実施主体において生産性向上に向けて自主的な取組がある場合に、その取組内容について記載すること（例：モデル実証事業実施主体又は改良事業実施主体に機械メーカー等が含まれる場合などは、実証又は改良された技術の普及状況について記載すること）。

- 3 事業実施計画に定めた成果目標及びその達成状況（経過状況）

（注）成果目標の設定年度以降については、成果指標の経過状況を記載すること。

- 4 所見（成果目標の達成状況（経過状況）に係る要因分析、より効果を高めるための改善点等）

（注1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注2）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和 年度スマート食品産業実証事業に係る事業収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があったスマート食品産業実証事業に関する令和〇年度の収益の状況について、スマート食品産業実証事業実施要領（令和3年12月24日付け3新食第1266号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第9の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- （注2）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

3 上に要する費用の総額

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

5 前年度までの収益納付額

6 本年度収益納付額

円

円

円

円

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

別記様式8（第10の1関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿
（（事業実施主体）経由）

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和 年度スマート食品産業実証事業特許権等に関する出願・取得状況報告書

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、スマート食品産業実証事業実施要領（令和3年12月24日付け3新食第1266号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第10の1の規定に基づき、出願取得状況報告書を提出します。

記

（特許権、商標権、実用新案権、意匠権等）

内容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	

（著作権）

著作物の種類	
著作物の題号	
著作物の氏名（名称）	
著作物の内容	

（注1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注2）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。